

第二東京弁護士会における男女共同参画に関する常議員会決議

■提案理由

1. 弁護士会においてポジティブ・アクションを推進すべき理由

(1) 男女共同参画社会基本法の要請

1999年6月、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（以下「男女共同参画社会」という）の実現が緊要であるとの認識の下、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という）が制定された。

基本法10条は、この基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めることを国民の義務としている。また、基本法13条に基づき策定された「男女共同参画基本計画（第2次 平成17年12月）」のうち、「1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、(3) 企業、教育・研究機関、その他の各種機関・団体等の取組の支援」においては、国は、これらの機関に対し、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について『2020年までに、指導的地位にある女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。』との目標を踏まえ、広く協力要請を行うとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励することになっており、男女共同参画社会の実現には、これらの機関・団体の中において男女共同参画が推進されることが必要であることが認識されている。

(2) 弁護士会による貢献の意義

弁護士会は、弁護士の強制加入団体として法曹界の重要な一翼を担うものであり、人権擁護と社会正義の実現を標榜する弁護士の集団である。当会は、弁護士会こそ、率先して男女平等という憲法の理念を実現すべく、男女共同参画を積極的に推進し、社会のモデルとなるべきであると考えます。

しかしながら、当会においては、これまで法曹となる女性の数が限られていたこととあいまって、会務の多くの分野において男女が均等に参画してきたということとはできない。そこで、会務における女性会員の参画の状況を調査し、女性の参画が不十分な会務については、ポジティブ・アクションを実行する必要があると考えます。

(3) ポジティブ・アクションによって期待される積極的効果

当会が会務における人事その他においてポジティブ・アクションを採用し、多様な人材を得ることの意義は大きい。たとえば、ポジティブ・アクションの採用によって少なくともつぎの3点の実現が期待される。

- 当会内における男女格差を是正し、かつ、会務にこれまで代表されていなかったグループの代表を得ることによって、会の運営がより民主的になる。

これについて、日本弁護士連合会の調査により判明した法律事務所の女性修習生採用差別（□1）及び検察官任官を希望する女性修習生の採用枠（□2）の存在に見られるとおり、法曹会においても女性法曹に対する根強い差別が存在する。当会においては、女性会員を差別的に取り扱った事実の存在が確認されたわけではないが、当会の会務その他に女性会員の参画が少ないとすれば、女性の参画を困難にする何らかの障害が存在する可能性がある。ポジティブ・アクションの採用は、そのような格差を是正・解消するだけでなく、女性の参画を困難にするような障害の有無及びそのような障害があるとすればそれが具体的にどのようなものであるかを調査し、その障害を取り除くための契機となるものでもある。したがって、これを積極的に採用することの意義は大きい。また、会務の運営にできるだけ多様な会員の参画を得て、その意見を反映し、民主的運営をすべきであるという点については、当会会員全員の意見が一致するところであると考えられる。

- 当会外に対しては、不利益を受けている市民やグループ（あるいは被差別グループ）に対しよりよい助言や職業的サービスを提供できるようになるなど、社会的有益性がある。

これについては、会務のさまざまな分野に女性が参画することにより、差別ないし不利益を受けているグループに属する会員、当会職員、相談者等に対し、当会がよりよい助言及びリーガル・サービスを提供することが期待できる。

- 会務に多様な会員の参画を得ることは、それ自体が弁護士会の内在的使命（少数者を含む国民の人権擁護と社会正義の実現）を促進し、その達成に資する。これについては、意見形成、調査・研究活動等、当会が行うさまざまな会務に多様な会員の参画を得ることによって、当会の意思形成に社会に現存するより多様な意見を反映させることが可能になる。

2. 数値目標について

(1) 理事者

- 会長及び副会長は、当会の業務を執行するとともに、日常的な会務については意思決定作用を営む機関であるから、当会を構成するさまざまな会員の意見を反映し、バランスのある意思決定ができる構成であること、すなわち多様性を

有することが望ましい。しかしながら、当会の 80 年にわたる歴史上、理事者に就任した女性は 4 名（会長 1 名、副会長 3 名の延べ 4 名）にすぎず、これまで女性の意思を十分に反映できる体制にあったということとはできない。

- 理事者は、当会を代表して、当会内外のさまざまな催しや会合に出席するところ、会員約 3000 人以上を擁する当会の理事者に女性が存在することは、当会の女性会員を含む多くの女性にとって、女性の社会進出のシンボルとなり、さらなる女性の社会進出および地位向上を促進する社会的効果が期待できる。

他方、当会の代表が常に一方の性に偏っていることは、女性の社会進出が進んだ今日、当会外部に対しても開かれた会とは言えない印象を与えることになる。

- セクシュアル・ハラスメント防止規則上の苦情相談員たる理事者に女性がいないなど、女性理事者の不在は実務においても支障をきたす場面がある。

(2) 常議員について

当会にとっての常議員会は、国にとっての国会に匹敵する重要な意思決定機関であるから、常議員会の男女割合が偏ることは望ましくない。従来、常議員会に占める女性会員の比率は、当会会員数に占める女性会員の比率より少ない年度が長期にわたり続いている。今後、当会における女性会員数のさらなる増加が見込まれるにもかかわらず、常議員会における女性会員の数がそれに見合う数に達しない状況が続くことが予想されるから、ポジティブ・アクションを採用すべきである。

(3) 委員会の委員長及び副委員長について

当会には、46 の委員会があり、調査、研究、相談などの活動を行っている。会務のあらゆる分野において女性会員の参画を得ることは望ましいことであり、且つ、女性会員は増加する傾向にある。したがって、委員会の委員長及び副委員長に就任する女性会員の比率は、少なくとも当会会員全体における女性会員の比率と等しくあるべきである。

(4) 当会から講師等として外部団体等に派遣する会員及び外部組織の委員等として当会が推薦する会員について

外部団体や外部組織に派遣・推薦する会員は、できるだけ国民の男女割合に等しいことが望ましいと考える。今後は外部団体や外部組織に派遣・推薦する会員の男女割合を調査し、少なくとも当会会員における男女割合に等しくなるよう、女性会員の参画を促す施策の策定と実施を検討すべきである。

(5) 法律事務所について

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会の調査により判明した弁護士事務所就職活動における女性修習生差別問題や検察官任官を希望する女性修習生の採用枠に象徴されるとおり、法曹界には根強い女性差別の存在が疑われる。

そこで、女性法曹に対する就職差別を改善するため、当会会員が所属する法律事務所のうち、所属弁護士数が5名以下の事務所（新たに採用ないし参加する弁護士を合わせて所属弁護士数が5名となる事務所を含む。）が、新たに弁護士を採用ないし参加させる際には女性弁護士を採用し、所属する女性弁護士の比率が全会員に占める女性会員の比率と同程度又はそれ以上となるように努力する義務を課すべきである。

なお、所属弁護士数4名以下の事務所の場合、女性弁護士がいない事務所も多くあるものの、構成員が少数である場合には構成員が多数である場合に比べて男女の均衡を図ることが一般的に困難であると思われることから、努力義務から除外することも致し方ないとする。

3. 環境整備の必要性

当会の活動が及ぶあらゆる分野において、女性の参画を得ることは重要である。しかし、以下の点も考慮される必要がある。

(1) 当会の女性会員数が507名にすぎないこと

(2) 女性弁護士と男性弁護士は、平均労働時間はほぼ同じなのに（週平均で男性49時間、女性48.7時間）、粗収入の平均値は男性4011万4000円、女性1527万6000円（男性の38%）で、女性は1000万円以下の者が40%を超え、6000万円以上の収入を得ているものはいないこと（自由と正義 Vol.53 2002年）など、男女会員別の収入格差が存在していること

(3) 一般的に男性会員よりも女性会員が重い家庭責任を負担していると推測されること

以上のように、女性会員に特有のこれらの環境を考慮すると、一定数の副会長や委員会の委員長ないし副委員長に、女性会員が就任した場合には、男性会員に比して当該女性会員に過度の負担を強いる結果が生じ兼ねないことも危惧される。

したがって、女性会員が過度の負担を強いられることなく、会務に参画できる環境を整備するため、新たな施策の策定と実施を検討すべきである。

以上

1日弁連による1994年及び1996年の女性弁護士を対象とする就職差別アンケート調査

2日弁連は、2001年1月から調査し、同年9月1日、法務大臣に対し、「女性枠」の撤廃と女性修習生を差別しない方針等の策定と公表を申し入れた。